

国際的な法人課税をめぐる近年の大きな流れとして、企業が国籍を超えて活動できる場としての国際競争力の強化に向けた法定税率の引き下げ競争と、産業におけるイノベーションの創出を促進するための研究開発促進税制の拡充競争が進行しています¹⁾。本稿では、海外および日本の大手製薬企業の実効税率の比較を通じて、世界的な製薬企業を有する欧米各国ならびに日本における法人課税の現状を概観します。

法人税額と実効税率

表1は国内外大手製薬企業の2008年業績です。各社の実効税率をみると、日本企業は30~40%台にあるのに対して、海外企業は10~20%台にあります。海外企業の加重平均は22.4%で、日本企業の38.1%に対して15.7ポイントも低い水準にあります。

法人税等の金額自体は企業規模の差を反映しおおむね海外企業の方が大きいのですが、売上高との対比でみると実効税率差が大きく影響し日本企業の法人税額負担が相対的に大きくなります。海外企業の売上高（平均）は日本企業の4倍近いが、法人税額は2.5倍です。象徴的なケースとして、ファイザー、ノバルティス、サノフィ・アベンティスは、武田薬

品工業と比較して、売上高では3倍前後の規模ですが、法人税額では同等かそれ以下にとどまります。

実効税率の差異要因

このような法人税額の負担の格差をもたらしている実効税率の差は何に起因するのでしょうか。

表2に各社の法定税率、実効税率、および両者の差異と実効税率を引き下げている主な要因を示しました。企業の実効税率は、当該企業の本社所在国の法人課税に対する政策の影響を大きく受けることから、今回調査した国内外製薬企業の実効税率も企業の国籍によって特色がみられます。

米国企業では、プエルトリコ、アイルランド、スイスなどの軽課税国・地域での事業活動が実効税率

表1 国内外大手製薬企業の業績比較（2008年）

企業	売上高	税引前利益	法人税等	純利益	実効税率
Johnson & Johnson (米国)	63,747	16,929	3,980	12,949	23.5%
Pfizer (米国)	48,296	9,694	1,645	8,104	17.0%
Glaxo SmithKline (英国)	45,051	12,319	3,602	8,717	29.2%
Roche (スイス)	44,356	13,112	3,071	10,041	23.4%
Novartis (スイス)	42,584	9,499	1,336	8,233	14.1%
Sanofi-Aventis (フランス)	42,361	6,118	1,003	6,309	16.4%
AstraZeneca (英国)	31,601	8,681	2,551	6,130	29.4%
Merck & Co. (米国)	23,850	9,808	1,999	7,808	20.4%
Bristol-Myers Squibb (米国)	20,597	5,471	1,320	5,247	24.1%
Eli Lilly (米国)	18,634	3,877	924	2,953	23.8%
武田薬品工業 (日本)	15,231	3,946	1,598	2,321	40.5%
アステラス製薬 (日本)	9,561	2,601	887	1,693	34.1%
第一三共 (日本)	8,714	1,652	684	967	41.4%
エーザイ (日本)	7,740	698	219	472	31.4%
海外10社平均 (加重平均)	38,108	9,551	2,143	7,649	22.4%
日本4社平均 (加重平均)	10,312	2,224	847	1,363	38.1%

注1：対象は2008年世界医薬品売上高上位10社の海外製薬企業と日本国内医薬品売上高上位4社の日本製薬企業。

Eli Lillyおよび第一三共は2008年の税引前利益がマイナス（損失）で実効税率を算定できないため、2007年を用いた。

注2：ユーロ、ポンド、スイスフラン、円で開示している企業の数値は、各企業の公表レート（年平均）により米ドルに換算した。

出所：アニュアルレポート、有価証券報告書

の低減に大きく寄与しています。米国の法定税率は日本とほぼ同じ水準（約39%：連邦税+州税）ですから、米国企業の積極的な軽課税国の活用が日米企業間の実効税率の差となって表れているといえます。

フランス企業では、工業所有権収益（ロイヤリティ等）に対して15%の軽減税率が適用されていることが実効税率の低減に大きく寄与しています。フランスの法定税率自体も日本に比較して約6ポイント低いのですが、工業所有権収益に対する政策減税の効果が日仏企業間の実効税率差の主因です。

英国企業では、日本に比較して約10ポイント低い英国の法定税率が日本企業との実効税率差につながっています。スイス企業では、スイス本国の低い実効税率が日本企業との実効税率差につながっています。

これらのことから、海外企業の実効税率が日本企業よりも低い主な要因は、海外各国の法人課税に対する政策としての1)低い法定税率、2)インパクトの

大きい政策減税と、企業行動としての3)軽課税国の積極活用であることがわかります。フランス、英国、スイスの企業では、法人課税に対する国の政策が日本企業との間の実効税率差につながっており、このような政策が顕著ではない米国では、米国企業の実効税率差につながっています。

一方、日本企業に特徴的なのは、研究開発投資に対する税額控除です。今回取り上げた米国、フランス、英国でも研究開発投資の税額控除は制度化されています。しかし、実効税率の低減に対する貢献度という観点でみた場合、海外企業では研究開発投資税額控除の税率引き下げ効果は小さく、他の要因の効果が大きい。これに対して日本企業では、研究開発投資税額控除の税率引き下げ効果はマイナス4.5～マイナス15.1ポイントあり、実効税率低減に対する貢献度において最も大きな要因です。

表2 国内外大手製薬企業の実効税率（2008年）

（単位：% 括弧内パーセント・ポイント）

企業	法定税率	実効税率	差	主な引き下げ要因
Johnson & Johnson (米国)	35.0	23.5	△11.5	△6.8 Puerto Rico and Ireland operations △0.6 Research and orphan drug tax credits △5.6 International subsidiaries excluding Ireland
Pfizer (米国)	35.0	17.0	△18.0	△20.2 Earnings taxed at other than U.S. statutory rate △1.2 U.S. research tax credit and manufacturing deduction
Glaxo SmithKline (英国)	28.5	29.2	0.7	△2.4 Benefit of special tax status △1.3 R&D credits
Roche (スイス)	23.0	(*) 23.4	0.4	
Novartis (スイス)	14.7	(*) 14.1	△0.6	△1.8 Effect of tax credits and allowances
Sanofi-Aventis (フランス)	34.4	16.4	△18.0	△12.0 Impact of reduced-rate income tax on royalties in France
AstraZeneca (英国)	28.5	29.4	0.9	△0.6 Items not chargeable for tax purposes
Merck & Co. (米国)	35.0	20.4	△14.6	△11.7 Foreign earnings △2.0 Foreign tax credit utilization
Bristol-Myers Squibb (米国)	35.0	24.1	△10.9	△10.7 Foreign tax effect of operations in Ireland, Puerto Rico and Switzerland △1.5 U.S. Federal research and development tax credit
Eli Lilly (米国)	35.0	23.8	△11.2	△11.6 International operations, including Puerto Rico △1.6 General business credits
武田薬品工業 (日本)	40.9	40.5	△0.4	△8.2 試験研究費等の税額控除 △7.3 事業譲渡益等永久に益金に算入されない項目 △4.0 在外子会社の未分配利益にかかる税効果増減
アステラス製薬 (日本)	41.0	34.1	△6.9	△4.5 研究費税額控除 △4.2 海外子会社税率差異
第一三共 (日本)	40.5	37.9	△2.6	△5.4 試験研究費の法人税額特別控除 △4.6 評価性引当額の増減等
エーザイ (日本)	41.0	31.4	△9.6	△15.1 試験研究費の法人税特別控除 △3.3 連結子会社との税率差等

*1 実効税率の内訳

- Roche: スイス 10.6%、米国 38.2%、日本 36.3%
- Novartis: スイス 5.5%、その他 30.0%

注1: Eli Lillyは2007年。第一三共は2007年の法定税率と実効税率の差異要因の記載が無いため2006年を用いた。

注2: 法定税率は本社所在国の国税+地方税である。ただし、米国企業では連邦税の税率を記載し（州税を加えると約39%）、スイス企業では平均期待税率（average expected tax rate: 親会社および子会社の課税国における予定税率の加重平均値）を記載している。

出所: アニュアルレポート、有価証券報告書

表2の14社のうち法定税率と実効税率との差異要因として研究開発投資税額控除の記載のある企業（海外4社・日本4社）を対象に、法定税率と実効税率との税率差がキャッシュに与える影響額を試算しました。その結果、税率差の影響全体では海外企業でのプラス効果（平均約10億ドル）が日本企業（同約1億ドル）をはるかに上回りますが、研究開発投資税額控除の要因でみると逆に日本企業でのプラス効果（平均1.5億ドル）が海外企業（同1.1億ドル）を上回り、日本企業における研究開発投資税額控除の重要性がここからわかります。

実効税率差から生まれる余裕資金のインパクト

このような実効税率の差は、製薬企業の経営に対してどの程度のインパクトをもつのでしょうか。

表2の海外企業10社について日本企業との実効税率差により生じる余裕資金の額を試算しました²⁾。実効税率差から生じる海外企業の余裕資金は、10社平均で15億ドルとなり、10社中3社で20億ドルを超えます。海外企業は日本企業との実効税率差によって日本企業の年間研究開発投資額（15～29億ドル³⁾）に匹敵する余裕資金を享受しているのです。

近年、製薬企業の研究開発投資は増加の一途をたどっています。革新的新薬の開発難度が高まる中で研究開発競争が世界的に激化していることが主因ですが、世界の医薬品市場の構造変化の中、抗体・ワクチン・診断薬への本格展開や新興国市場でのプレゼンス獲得に向けた戦略的投資も急増しています。

2008～2009年に創薬技術や医薬品の導入、企業買収などの戦略的投資に要した1社当たりの金額は、日本企業の50億ドルに対して、海外企業では200～250億ドルです⁴⁾。海外企業ではこのような巨額の戦略的投資を進める中でも手元流動資金や借入金の水準はあまり変化していません⁴⁾。海外企業の低い実効税率が生み出す余裕資金は、増大する戦略的投資に対する投資余力を確保する要因として大きく貢献していると思われます。

まとめ

このように法人課税負担の格差は研究開発における投資余力の格差に直結することから、政策的な法

人課税負担の軽減は日本においても創薬の国際競争力の強化のために重要な課題となります。

近年の法人課税をめぐる潮流のひとつに法定税率の引き下げがあります。法定税率は、グローバルに活動する企業にとって事業拠点の立地を選択するうえで重要な要因のひとつです。国際水準と乖離して高止まりした日本の法人税率は、海外の製薬企業の研究・製造拠点の日本からの撤退や、グローバル展開をいっそう加速させる日本の製薬企業の研究・製造拠点の国外への移転を招きかねず、日本の創薬の場としての競争力強化にマイナスに働きます。日本の法人税率を国際水準に近づけることは、日本に拠点を有する製薬企業にとって競争条件のひとつとして重要なのです。

もう一方の流れである研究開発促進税制は、成長の源泉であり国際競争力に直結するイノベーションの創出を促進するという狙いが明確であり、企業の研究開発投資の活発化に直接的に働きかける政策です。日本の成長と国際競争力の強化に向けて真に必要な政策減税を実施するという趣旨からは政策減税は国家戦略と一体となったものであることが望ましく、その意味で「新成長戦略」の柱であるライフ・イノベーションを促進するための研究開発投資促進税制は国家戦略に合致した政策といえます。

世界的な研究開発促進税制の拡充の流れの中で、オバマ政権下の米国においても暫定措置であった研究開発投資税額控除の恒久化に向けた税法改正が進められています。米国では、主要な科学機関の研究開発予算を倍増させる目標も掲げており、国家予算と投資減税の両面から研究開発を振興しています。フランスでは、工業所有権収益に対して標準税率より20ポイント近く低い15%の軽減税率を適用しており、研究開発に対する手厚い支援策とあわせて、研究開発によって得られた知的財産を重視するという明確な政策が読み取れます。少子化・高齢化社会、省資源型経済への転換といった変化の中で日本経済の持続的成長を可能にするのはイノベーションであり、わが国でもイノベーションを創出する研究開発とその成果としての知的財産を重視する明確な姿勢を政策税制として示すことが望まれます。

（医薬産業政策研究所首席研究員 長澤 優）

1) 経済産業省「経済社会の持続的発展のための企業税制改革に関する研究会」中間論点整理 平成20年9月、OECD Tax Database 2009等
2) 海外企業各社の実効税率が日本4社の平均実効税率と同じであったと仮定した場合の法人税額の試算値と実際の税額との差。
3) インプロセスR&D費を除いている。
4) 医薬産業政策研究所。「世界の医薬品市場の構造変化と製薬産業の収益基盤」政策研ニュースNo.28（2009年8月）